

草加市バナー広告掲載取扱基準

この取扱基準は、草加市バナー広告掲載取扱要領（平成16年告示第236号。以下「要領」という。）に基づき、バナー広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

1 規格

要領第3条に規定するバナー広告の規格については、静止画とする。

2 掲載位置

要領第4条に規定するバナー広告の掲載位置は、ホームページのトップページ（サブトップページを含む。）及び見出しページに掲載するものとする。

3 掲載順序

要領第4条に規定する掲載するバナー広告の掲載順序は、掲載期間が長いものからとし、掲載期間が同一のものがあるときは次の各号に掲げるとおりとし、次の各号に該当するものが重複するときはバナー広告掲載申込書の受付順とする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益社団法人及び公益財団法人並びにそれに類するものに係る広告
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人並びに私企業のうち、公共的性格を有する企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号の規定に該当しない私企業及び自営業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) 第1号及び第2号の規定に該当しない私企業及び自営業で、市内に事業所等を有しないものに係る広告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がホームページに掲載する広告として適当であると認めるもの

4 掲載料の納付

要領第5条のバナー広告掲載料の納付は、原則として月払いとする。ただし、バナー広告掲載期間が2か月以上に亘る場合は、当該バナー広告を掲載する月に一括して納付することができる。

5 掲載の申込み

要領第7条に規定するバナー広告掲載の申込みは、業種及び広告内容により、資格免

許証、諸証明書など広告掲載申込者の健全性を確認できる書類を添付して行うものとする。ただし、1年以内に申込みをしている場合は、これらを省くことができる。

6 掲載料の還付

要領第13条第2号に規定する閉鎖した日に相当する掲載料の還付は、連続して24時間以上閉鎖した場合を当該月で合算し、トップページについては1日につき1,000円とし、見出しページについては1日につき100円とし、1日に満たない時間は切り捨てるものとする。

ただし、市が掲載したバナー広告と広告主が指定するホームページとのリンクに関し、接続が確認された後のトラブルについては、市はその責めを負わないものとする。

7 その他

この基準に定めるもののほか、バナー広告掲載の取扱いについて必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成16年9月3日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年8月29日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年8月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年2月1日から施行する。